

事業所ごみ 分別ガイドブック

事業所から出るごみの分け方・出し方

まずは分別を行い、資源になるものはリサイクルしましょう。

資源物（リサイクルできるもの）

品 目	処理方法など	注意点
 古紙類 段ボール・雑誌 コピー用紙 など	・リサイクル業者に依頼 ※管内業者 丸清・門文商店・SAN-KEI	どの事業所でも、紙類は 分別して、必ずリサイク ルをしてください。 ※詳細は3ページ
 ビン・カン 飲食物用のビン 飲食物用のカン など	・リサイクル業者に依頼 ※管内業者 丸清・門文商店・SAN-KEI ・ビンカン用指定袋で排出	指定袋で集められたビン カンは、組合でリサイク ル処理をしています。 ※詳細は10ページ
 家電リサイクル法対象家電 テレビ・エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼 ・処理業者へ運搬を依頼 ・指定引取場所へ持ち込む	家庭用機器を事業所で使用 していた場合が対象です。 業務用機器は対象外です。 ※詳細は4ページ

ごみ（リサイクルできないもの）

例	処理方法など
 料理の食べ残し リサイクルできない紙 使用済文具 など	・許可業者に収集運搬を委託する。 ・【遠賀・中間リレーセンター】へ自ら持ち込む。 ※詳細は7～8ページ

目次

事業者の責務	1 ページ
ごみの減量とリサイクル	2 ページ
古紙類のリサイクル、草・剪定枝のリサイクル	3 ページ
食品廃棄物（生ごみ）のリサイクル、家電製品のリサイクル	4 ページ
事業所から出るごみの分類	5 ページ
産業廃棄物の種類と具体例	6 ページ
事業系一般廃棄物の出し方（許可収集）	7 ページ
事業系一般廃棄物の出し方（自己搬入）	8 ページ
事業系一般廃棄物（もえるごみ、もえないごみ）、蛍光管	9 ページ
事業系一般廃棄物（ビン・カン）、臨時ごみ	10 ページ
不法投棄・野外焼却・ごみの越境禁止、ごみに関するお問い合わせ	11 ページ

事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めること**が義務付けられています。また、廃棄物の減量推進及び適正処理などに関して、**国及び市町村の施策に協力すること**も定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）抜粋

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



**自己処理
責任**

法律第3条第1項

減量推進

法律第3条第2項

**施策への
協力**

法律第3条第3項

事業所も地域の一員です。市・町で開催される一斉清掃や海岸清掃（クリーンキャンペーン）などの参加について、ご協力ください。

ごみの収集運搬と処分は許可業者へ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、最終的に処分されるまで排出事業者には責任があります。自ら運ぶ事や処分する事が出来ない場合は、市町村から収集運搬業や処分業の許可を受けた処理事業業者に委託しなければなりません。（法律第6条の2第6項）

また、委託契約を交わす際には、排出事業者としての責任を果たすため、委託契約の根幹的内容（廃棄物の種類、量、委託金額など）については、排出事業者と処理事業者との間で直接決定すべきとされています。

ごみの減量とリサイクル（3 Rの推進）

事業所から排出されるごみの中には減量・リサイクルできるものがあります。

ごみを減らし、3 Rを推進することにより、ごみ処理経費を減らすだけでなく、事業所のイメージアップや、循環型社会の構築にも繋がります。

事業所で発生する古紙の回収や再生紙の利用、包装や梱包資材の減量など、それぞれの事業所の特性に応じたごみ減量・リサイクルへのご協力をお願いします。



リデュース (発生抑制)

物を大切に使い、ごみを減らしましょう。

- 両面コピーやペーパーレス化などで、紙ごみを減らしましょう。
- 使い捨て用品（割りばし、紙コップなど）の使用を減らしましょう。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進しましょう。

リユース (再使用)

使えるものは繰り返し使いましょう。

- ミスコピーなどの裏面が使える紙は、メモ用紙などに使いましょう。
- 流通梱包資材などは、繰り返し使用できるものを使いましょう。
- 不要な事務用品などは、他の部署などで再使用しましょう。



リサイクル (再生利用)

ごみを分別して資源化できるものは、再生利用にまわしましょう。

- コピー用紙、新聞、段ボールなど再生できる紙類はリサイクルしましょう。
- 資源になるものは、再生事業者に引き渡し、リサイクルしましょう。
- 事務用品やコピー用紙などは、再生品などの環境に配慮した商品を購入しましょう。
- シュレッダーごみもリサイクルできる場合があるので、リサイクルしましょう。

3 Rを推進することはこのようなメリットがあります

ごみ処理経費の削減

ごみ処理費用も事業の経費です。
ごみを減らすことにより、経費の削減に繋がります。

事業所のイメージアップ

3 Rの推進を積極的に取り組むことにより、環境活動に貢献する事業所として、イメージアップに繋がります。

地球環境の保全

ごみ減量化・リサイクルの取り組みをすることにより、環境負荷の低減や、地球資源の節約にも繋がります。

古紙類のリサイクル

1 発生抑制 | 古紙の発生抑制に取り組みましょう。

①両面印刷や2 in 1 印刷機能の活用

- ・複数ページがある場合は、両面印刷や2in1印刷をして、紙の使用枚数を減らす。

②書類の一元化

- ・書類の共有化を図り、印刷枚数を減らしましょう。
- ・回覧や掲示板を活用しましょう。

③ペーパーレス化の推進

- ・電子メールや記録媒体を活用しましょう。
- ・IT機器を活用して、紙を使用した資料を減らしましょう。

④不要紙の再使用

- ・用紙の裏紙もメモ用紙や印刷用紙として利用しましょう。



2 分別

リサイクルせずに「もえるごみ」として処分すると、処分費用と収集運搬費用がかかります。リサイクルすることにより、費用を抑えることができるので、分別に取り組みましょう。

①リサイクルできる物

(代表例)

- ・新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・コピー用紙
- ・封筒、ハガキ・紙袋・紙製ファイル など

②リサイクルできない物（禁忌品）

(代表例)

- ・油紙・写真・感熱紙・汚れているもの など
- ※ファイルの金具、クリップ、クリアファイル、綴じ紐
- 上記の物も取り除いてください。

※リサイクルできない物は、もえるごみとして処理してください。

※リサイクルできない物は、古紙回収業者によって違いがありますので、お問い合わせください。



3 排出 | 古紙回収業者へ依頼（持ち込み）する。

【管内にあるリサイクル施設】

- | | | |
|---------------------|-----------------|----------------|
| ●株式会社 丸清 | 遠賀郡遠賀町大字尾崎393-1 | ☎ 093-293-6011 |
| ●株式会社 門文商店 岡垣工場 | 遠賀郡岡垣町大字戸切104-7 | ☎ 093-283-3017 |
| ●株式会社SAN-KEIりさいくる工場 | 中間市中底井野1164-12 | ☎ 093-243-6011 |

草・剪定枝のリサイクル

「草・剪定枝」は、ごみの減量のために、ごみとして出さずに、リサイクルを行いましょう。管内にも、専用のリサイクル業者があります。下記業者では、受け入れた「草・剪定枝」を破碎して土壌改良材（堆肥）としてリサイクルしています。リサイクルされた堆肥は、地域の農家の方などにも使用されています。

- | | | |
|-----------------|-------------------|----------------|
| ●ゆめ環境（野坂建設株式会社） | 遠賀郡遠賀町大字尾崎1712-45 | ☎ 093-293-2791 |
| ●株式会社クリエート遠賀 | 遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-1 | ☎ 093-282-6015 |

食品廃棄物（生ごみ）のリサイクル

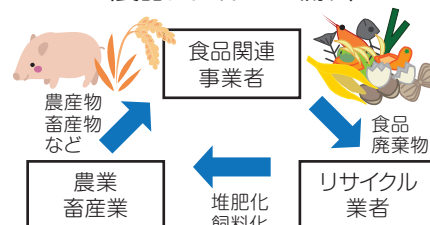
食品関連事業者（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、飲食店などの外食産業）は、食品の売れ残りや食べ残しなどにより発生する食品廃棄物について、発生抑制・減量化や再生利用の取り組みを進めていくことが求められています。

食品関連事業者の取り組み

①まずは、発生制御・減量化に努める

- ・計画的に食材を仕入れ、調理ロスや売れ残りがないようにする。
 - ・飲食店などでは、食材の水切りを行う（生ごみの大半は水分であるため）。
 - ・小売店などでは、食品ロス削減について消費者へ呼びかけを行う。
- 呼びかけの例
- 買い物前に、食材をチェックし、必要な分のみ買いましょう。
 - 期限表示を知り、適切に保存しましょう。
 - 食材を上手に使い切り、食べきれる量を作りましょう。
 - 外食時は、食べきれる量を注文しましょう。

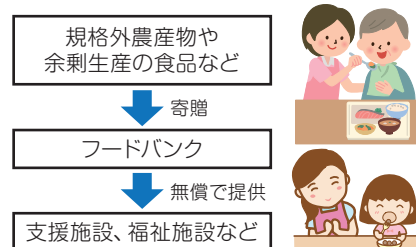
〈食品リサイクルの流れ〉



②次に、再生利用する

- ・食品廃棄物リサイクル業者に依頼する。
 - ・生ごみ処理機を導入して、生ごみをリサイクルする。
- （リサイクルされた堆肥などは引取先が必要です。堆肥化などの処理施設の処理能力が5トン/日以上の場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。）
- ・フードバンクへ提供する。
- （フードバンクとは、品質に問題のない食品を寄贈し、必要としている人や施設に提供する活動です。）

〈フードバンクの流れ〉



家電製品のリサイクル

対象機器



家庭用機器を事業所で使用していた場合が対象です。業務用機器は対象外となります。

※対象機器、対象外機器の確認やリサイクル料金などは、「一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター」にご確認ください。

一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640

<http://www.rkc.aeha.or.jp>

申込の流れ

原則

リサイクル対象家電はお買い求めの家電販売店に引き取り義務があります。原則として販売店に依頼してください。^{※1}

家電販売店に依頼できない場合

家電販売に処理を依頼する場合

販売店へ
リサイクル料金と収集運搬料金の支払い

収 集

自分でメーカー指定引取場所へ持ち込む場合

製品の型番等を調べて
郵便局でリサイクル料金の支払い

下記のメーカー
指定引取場所へ持込

一般廃棄物・産業廃棄物^{※2}処理業者へ運搬依頼する場合

運搬料金とリサイクル料金^{※3}の
支払いが必要

メーカー指定引取場所
までの運搬を依頼

西日本家電リサイクル株式会社 福岡県北九州市若松区響町1-62

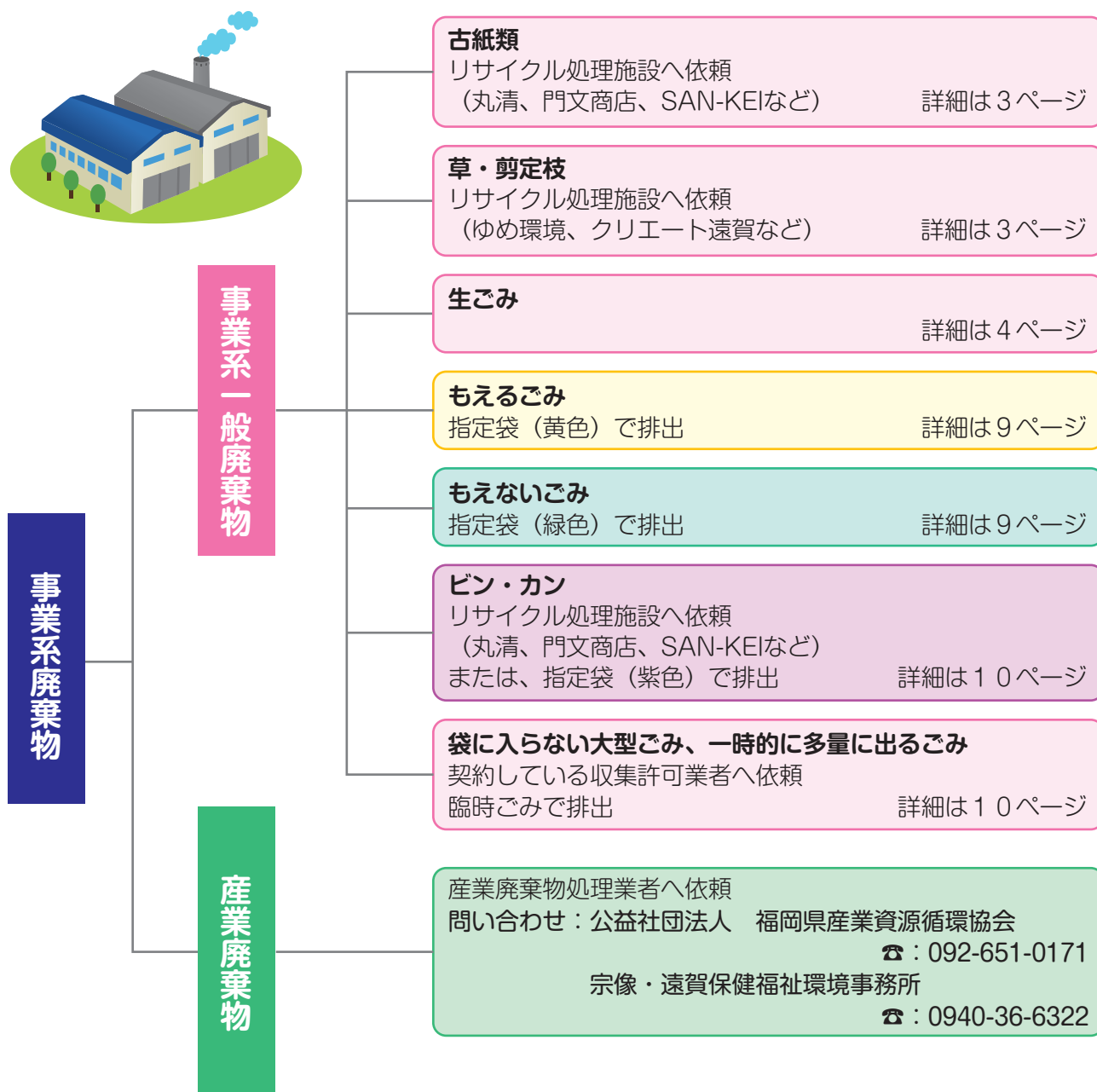
☎ 093-752-2424 ※搬入日や時間などをご確認ください。

事業所から出るごみの分類

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物が事業系一般廃棄物です。

事業活動に伴って生じた廃棄物とは・・・

会社、工場、飲食店、商店などの事業所のほか、学校、病院、官公庁などの公共機関や非営利団体などから排出されるすべての廃棄物のことです。



家電リサイクル法対象機器
引き取りを依頼
自分で指定引き取り場所に持ち込み

詳細は10ページ

パソコン
「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーがリサイクルしています。
問い合わせ：一般社団法人パソコン3R推進協会
☎：03-3292-7518
ホームページ：<http://pc3r.jp/>

蛍光管
(水銀使用製品産業廃棄物)

詳細は9ページ

産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた廃棄物のことです。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	② 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	③ 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	④ 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
※業種限定なし	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキング、ブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	⑩ 鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの ※業種限定あり	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生じた紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類、貨物の流通のために使用したパレットなど
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医療品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記19種類の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固化物）

事業系一般廃棄物の出し方

排出方法には下記の方法があります

方法1・・・許可業者と契約して、収集運搬を委託する。

(方法1の特例・・・地区のごみ集積所に出す。)

方法2・・・遠賀・中間リレーセンターへ自ら持ち込む。

方法1・・・許可業者と契約して、収集運搬を委託する。

※「ごみ収集運搬委託料」と「ごみ処理施設使用料」がかかります。

事業所が所在する区域の収集運搬許可を受けている業者と契約を行い、収集を依頼してください。
各収集業者によって、市町内でも収集区域が決められています。

詳しくは、各市、町の衛生担当課又は遠賀・中間地域広域行政事務組合業務第1課 (☎093-293-3581) までお問い合わせください。

※許可をもっていない業者に依頼することはできません。

許可業者に収集を依頼する場合は、事業所用指定ごみ袋を使用しごみを出していただきます。
このごみ袋は、ごみ処理施設使用料(ごみ処分料金)が転嫁されたものです。

事業所用指定ごみ袋

○可燃用(特大) 70ℓ(黄色) ○可燃用(大) 45ℓ(黄色)

○不燃用 45ℓ(緑色) ○資源用 45ℓ(紫色)

※販売は、組単位です。(1組=10枚入り)

【事業所用ごみ袋の購入方法】

① 配達による購入

② 組合窓口での購入

※詳細は組合までお問い合わせください。



【ごみ収集運搬許可業者一覧】

市町名	業者名	所在地	電話番号
中間市	新環境開発有限会社	中間市長津1-1-42	☎093-244-5555
	株式会社SAN-KEI	中間市大字垣生1386-1	☎093-244-3311
	有限会社聖真	中間市岩瀬3-1-8	☎093-244-1009
	渡部組有限会社	中間市中央4-3-2	☎093-244-5241
水巻町	有限会社北水社	水巻町頃末南2-12-5	☎093-202-3333
	有限会社水巻美化センター	水巻町頃末南2-12-8	☎093-201-1375
	トモミタス株式会社	岡垣町中央台2-1-1	☎093-282-0118
芦屋町	株式会社カンエイサービス	芦屋町大字山鹿1301	☎093-223-3737
	有限会社芦屋クリーン	芦屋町高浜町5-6	☎093-223-0325
岡垣町	トモミタス株式会社	岡垣町中央台2-1-1	☎093-282-0118
	有限会社環整	芦屋町大字芦屋1448	☎093-223-0402
遠賀町	トモミタス株式会社	岡垣町中央台2-1-1	☎093-282-0118
	株式会社総英サービス	遠賀町大字尾崎393-1	☎093-293-3389
遠賀郡内の 平成12年4月 以降の新規事業所	有限会社月俣産業	北九州市若松区藤ノ木3-7-14	☎093-791-1341
	株式会社ジャパン	水巻町頃末南2-12-8	☎093-201-1375

方法1の特例・・・地区のごみ集積所に出す。

店舗兼住宅で、家庭ごみと事業所ごみの区別がつかない場合や排出量が極端に少ない事業所は、下記条件を満たしていれば、家庭用指定ごみ袋を使用して地区の集積所にごみを出すことができます。

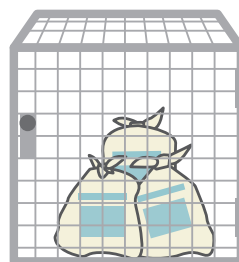
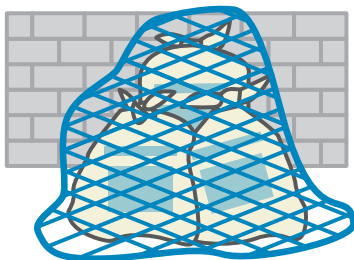
『条件1』 1日の排出量が5kg未満であること。

※1週間に2回ある「もえるごみ」の日に、1回あたりの「もえるごみ（大）」袋で出す袋の数が2袋以下であること。

『条件2』 ごみ集積所を管理する者の承諾を得ていること。

（自治会の場合は、自治会長又は自治会長から委任を受けた者）

（アパート・マンションなどの場合は、ごみ集積所の設置者又は管理者）



方法2・・・遠賀・中間リレーセンターへ自ら持ち込む。

※「ごみ処理施設使用料」がかかります。

中間市・遠賀郡内で発生した事業系一般廃棄物は、遠賀・中間リレーセンターへ持ち込むことができます。もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみに分別して、車に積んでご来場ください。なお、施設内でごみを捨てる際は、職員の指示を受けてご自身でごみを降ろしてください。

【持ち込み先】

遠賀・中間リレーセンター

（住所）遠賀郡岡垣町大字糠塚103-1

☎ 093-282-5341

【受入日時】

月曜日～土曜日

（日・祝日は受入できません。）

午前8:30～午前11:30

午後1:00～午後4:30

【受入品目】

もえるごみ

もえないごみ

粗大ごみ



※ごみの重量に応じて料金が必要です。

※指定ごみ袋に入れる必要はありません。

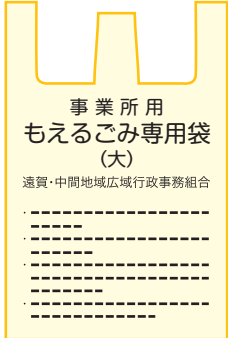
※事前申込は必要ありません。

品物によっては一日に搬入できる量に制限があります。

大量に持ち込む場合は、事前にお問い合わせください。

古紙類などの再生資源については、できるだけ搬入せずに、民間のリサイクル業者へご依頼ください。

事業系一般廃棄物（もえるごみ）

ごみ袋	ごみの内容
 (黄色) ※もえるごみ専用袋は特大もあります。	生ごみ 紙くず (できるだけ古紙リサイクルへ) 紙おむつ (汚物は取り除く) プラスチック類 草・剪定枝 (できるだけリサイクルへ) 衣類・布類 

事業系一般廃棄物（もえないごみ）

ごみ袋	ごみの内容
 (緑色)	ガラス類 (割れたものは新聞紙などに包んで「ワレモノ」と表示) 陶磁器類 電化製品 空き缶以外の金属類 塗料缶・シンナー缶 刃物 

ごみの内容に記載されているものの中でも、リサイクルできるものについては、できるだけリサイクルへまわしましょう。

産業廃棄物でも、量的・質的に一般家庭と同等のものについては、出すことができます。

蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）

事業所から出る蛍光灯は、産業廃棄物になりますので、下記業者又は産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

※市役所・町役場に設置している蛍光灯回収ボックスは家庭用ですので、事業所から出るものは回収できません。

【問い合わせ】

株式会社ジェイ・リライツ
公益社団法人 福岡県産業資源循環協会
宗像・遠賀保健福祉環境事務所

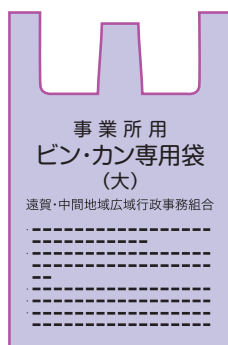
☎ 093-752-2386

☎ 092-651-0171

☎ 0940-36-6322

事業系一般廃棄物（ビン・カン）

ごみ袋



（紫色）

ごみの内容

飲食物用の空き缶
 飲食物用の空き瓶
 その他の缶
 （ヘアスプレー、ペイントスプレー
 殺虫剤、スプレー式消火器、
 カセットボンベなど）
 ※使い切って風通しの良い
 火の気のない所で必ず穴を
 開けてください。



中身が残ったままごみとして出すと、収集時にごみ収集車の中やごみ処理場で爆発して、ごみ処理全体に支障がでます。

臨時ごみ（袋に入らない大型ごみ、一時的に多量に出るごみ）

- ・ 指定ごみ袋に入らない大型のごみを出したい場合
- ・ 一時的に多量に出るごみがある場合

上記の場合については、契約しているごみ収集運搬許可業者に臨時ごみとして収集してもらうように依頼してください。

※臨時ごみとして依頼する場合については、指定ごみ袋を使う必要はありません。

※ごみ収集運搬許可業者には、ごみ収集運搬手数料（ごみを収集運搬する料金）とごみ処理施設使用料（ごみを施設で処理する費用）をお支払いいただきます。

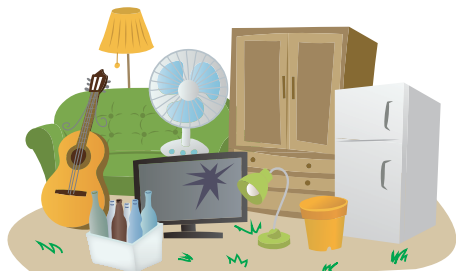




不法投棄の禁止

ごみをみだりに道路や空地などに捨てることは法律で禁止されています。

違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金または併科に処せられます。



野外焼却の禁止

ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは一部の例外を除き法律で禁止されています。

違反者には5年以下の懲役
もしくは1,000万円以下
（法人の場合は3億円以下）
の罰金または併科
に処せられます。



ごみの越境禁止

ごみを出すときには、収集業者との契約の中で決定した場所・時間に出しましょう。

他の場所に出すと、その場所を管理している方々が大変迷惑をします。

また、一般廃棄物を処理するのは、排出事業者の所在市町村になります。他の市や町の集積所及びごみ処理施設に持ち込むことは、法律で禁じられており、不法投棄として罰せられることもあります。

ごみは決められた場所へ出しましょう



ごみに関するお問い合わせ

○遠賀・中間地域広域行政事務組合

	業務第1課	業務係	☎093-293-3581
○中間市	環境保全課	衛生美化係	☎093-245-5300
○水巻町	産業環境課	環境係	☎093-201-4321
○岡垣町	住民環境課	環境政策係	☎093-282-1211
○芦屋町	環境住宅課	環境・公園係	☎093-223-3538
○遠賀町	住民課	環境衛生係	☎093-293-1234

自己搬入に関するお問い合わせ

○遠賀・中間リレーセンター ☎093-282-5341

指定ごみ袋の注文等に関するお問い合わせ

○遠賀・中間地域広域行政事務組合

業務第1課 業務係 ☎093-293-3581